

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人今西貞夫の上告趣意第一点は、判例違反をいうが、原判決は被告人が無免許で自動三輪車を運転したこと、飲酒酩酊の上でこれを運転したこと、人の雜沓する場所に同車を乗入れたこと（道路交通取締法一七条一項二項二、三、五号参照）及び前方注視義務を怠つたことをもつて、重過失としていることが判文上明らかであるから、論旨は前提において採用し難い。その余の上告趣意は単なる法令違反、事実誤認、量刑不当の主張であつて、いずれも刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を調べても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二九年四月一日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官 岩 松 三 郎

裁判官 真 野 毅

裁判官 斎 藤 悠 輔